保健事業実施計画書 (データヘルス計画) 平成29年度

埼玉県医師国民健康保険組合

- 1. 保健事業実施計画 (データヘルス計画) の基本的事項
 - 1) 背景
 - 2) 保健事業実施計画(データヘルス計画)の位置づけ
 - 3) 計画期間
- 2. 健康課題の把握
 - 1) 保険者の特性
 - 2) 健康・医療情報の分析及び分析結果に基づく健康課題の把握
- 3. 目的・目標の設定
- 4. 保健事業の実施内容
- 5. 保健事業実施計画 (データヘルス計画) の評価方法の設定
- 6. 保健事業実施計画 (データヘルス計画) の見直し
- 7. 計画の公表・周知
- 8. 個人情報の保護
- 9. その他計画策定に当たっての留意事項

1. 保健事業実施計画(データヘルス計画)の基本的事項

1)背景

近年、特定健康診査の実施や診療報酬明細書等(以下「レセプト等」という。)の電子化の進展、国保データベース(KDB)システム(以下「KDB」という。)等の整備により、保険者が健康や医療に関する情報を活用して被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤の整備が進んでいる。

こうした中、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)においても、「すべての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データへルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」とされ、保険者はレセプト等を活用した保健事業を推進することとされた。

これまでも、保険者においては、レセプト等や統計資料等を活用することにより、「特定健診等実施計画」の策定や見直し、その他の保健事業を実施してきたところであるが、今後は、さらなる被保険者の健康保持増進に努めるため、保有しているデータを活用しながら、被保険者をリスク別に分けてターゲットを絞った保健事業の展開やポピュレーションアプローチから重症化予防まで網羅的に保健事業を進めていくことなどが求められている。

厚生労働省は、こうした背景を踏まえ、国民健康保険法(昭和 33 年法律 192 号)82 条第 4 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針(平成 16 年厚生労働大臣告示第 307 号。以下「保健事業実施指針」という。)の一部を改正し、保険者は健康・医療情報を活用して PDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画(データヘルス計画)を策定した上で、保健事業の実施及び評価を行うものとした。

埼玉県医師国民健康保険組合においては、保健事業実施指針に基づき、「保健事業実施計画(データヘルス計画)」を定め、生活習慣病をはじめとする被保険者の健康増進、糖尿病等の発症や重症化予防等の保健事業の実施及び評価を行うものとする。

2) 保健事業実施計画(データヘルス計画)の位置づけ

保健事業実施計画(データヘルス計画)とは、健康・医療情報を活用して PDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画である。

計画の策定に当たっては、特定健康診査の結果、レセプト等のデータを活用し分析を 行うことや、保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づく事業の評価においても健 康・医療情報を活用して行う。

なお、「特定健診等実施計画」は保健事業の中核をなす特定健診及び特定保健指導の具体的な実施方法を定めるものであることから、保健事業実施計画(データヘルス計画) と一体的に策定する。(表1)

表 1

計画の種類	「特定健康診査等実施計画」	「データヘルス計画」		
計画の名称	第2期特定健康診査等実施計画	保健事業実施計画		
法律	高齢者の医療の確保に関する法律	国民健康保険法第82条		
	第 19 条			
実 施 主 体	医療保険者 (義務)	医療保険者		
計 画 期 間	平成 25 年度~29 年度 平成 29 年度			
目 的	・被保険者の健康寿命の延伸	・被保険者の健康寿命の延伸		
	・メタボリックシンドロームに着	・メタボリックシンドロームに着		
	目し、生活習慣病の発症予防と	目し、生活習慣病の発症予防と		
	重症化の抑制	重症化の抑制		
	・医療費適正化	• 医療費適正化		
対 象 者	40 歳~74 歳	被保険者全員		
対 象 疾 病	メタボリックシンドローム	虚血性心疾患		
	・肥満	脳血管疾患		
	・糖尿病	糖尿病性腎症		
	・高血圧	慢性閉塞性肺疾患 (COPD)		
	・脂質異常症	がん		

3)計画期間

計画期間については、関係する計画との整合性を図るため、特定健診等実施計画及び健康増進計画との整合性を踏まえ、医療費適正化計画の第2期の最終年度である平成29年度までとする。

2. 健康課題の把握

1) 保険者の特性

当組合は、一般社団法人埼玉県医師会を母体とし、埼玉県の区域の医療及び福祉の事業又は業務に従事し、組合規約第3条の地区内に住所を有する者を組合員としている国民健康保険組合である。

被保険者数は年間平均13,030名、被保険者の平均年齢は41.1歳、となっている。

また、表 1-1 のとおり 28 年度は一人あたりの月額医療費が 11,498 円で、県 21,856 円、国 24,253 円の約 2 分の 1 となっており、同規模の 13,640 円に比べても少ない状況にある。

集計単位	被保険者平均年齢	1人当たり医療費(円)
保険者 (地区)	41.1	11, 498
同規模	39. 2	13, 640
県	50. 3	21, 856
国	50. 7	24, 253

表 1-1 28 年度平均年齢、医療費まとめ

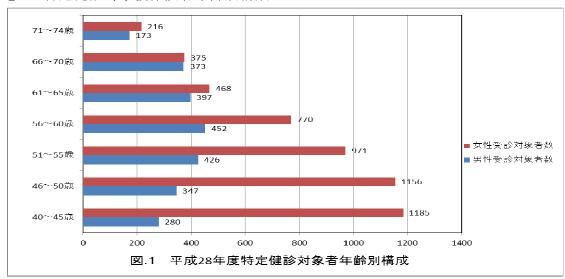
2) 健康・医療情報の分析及び分析結果に基づく健康課題の把握

保健事業実施指針では、生活習慣病をはじめとして、被保険者の自主的な健康増進及び疾病予防の取り組みについて、保険者がその支援の中心になって、被保険者の特性を踏まえた効果的かつ効率的な保健事業を展開することを目指すものである。被保険者の健康増進により、医療費の適正化及び保険者の財政基盤強化が図られることは保険者自身にとっても重要であると謳われている。

保健事業の実施指針で取り扱う対象疾病は、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病性腎症、慢性閉塞性肺疾患 (COPD)、がんの5つで、特に心臓、脳、腎臓、肺の臓器を守ることであり、そのためには健康・医療情報を分析する必要がある。

(1) 健診データの分析

① 特定健診対象被保険者年齢別構成



グラフから 40~60 歳の女性が特定健診の対象者に多いことがわかる。

表 2-1 特定健康診査受診率

	対象者数	受診者数	受診率
平成 26 年度	7, 183	2, 430	33.8%
平成 27 年度	7, 249	2, 731	37.7%
平成 28 年度	7, 136	2, 609	36.6%

受診率は、平成22年度までは15%前後であったが、平成23年度以降、事業者健 診のデータ提供協力の実施により30%を超えているが、頭打ちの状況である。

② 平成28年度受診者年齢別グラフ

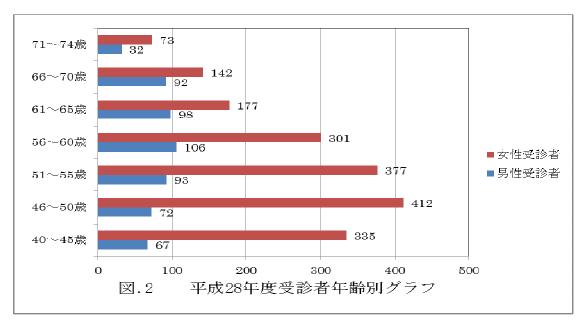


表 2-2 特定健診受診者年齢別割合

年齢	男受診率(%)	女受診率 (%)
71~74 歳	18. 5	33.8
66~70 歳	24. 7	37. 9
61~65 歳	24. 7	37.8
56~60 歳	23. 5	39. 1
51~55 歳	21.8	38.8
46~50 歳	20.7	35. 6
40~45 歳	23. 9	28. 3

受診者を年齢別にグラフ化してみると、女性は 40~60 歳が多いことがわかる。また、今後の受診率を上げるためには被保険者数が多く受診者が少ない年齢層(男性:50 歳代、女性:40 歳代) への、受診勧奨を工夫する事が必要である。

表 2-3 非肥満高血糖・メタボ該当・予備群レベル (28 年度)

	717-1111		· P· · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(20 +		(/0 /
	項目		医師国保	同規模平均	県	玉
		該当	7. 1	14.8	17. 2	17.3
		男性	22. 4	21. 5	27. 2	27. 5
	メタボ	女性	2. 4	5. 9	9. 3	9. 5
	プク	予備群	7. 0	12. 3	10.9	10.7
		男性	18. 2	17.8	17. 3	17. 2
		女性	3. 6	4. 9	5.8	5.8
	非肥満高血	 糖	4. 6	6. 7	9.8	9. 3
		総数	17. 0	32. 6	31.6	31.5
	腹囲	男性	46. 9	46. 9	49. 9	50. 1
メ		女性	7.8	13. 3	17. 1	17. 3
タボ		総数	5. 9	4. 4	4.9	4. 7
該	ВМІ	男性	5. 1	2. 5	1.9	1.7
当		女性	6. 1	7. 0	7. 3	7. 0
予	血糖		0.3	0.8	0.6	0.7
備	血圧		4.8	8.0	7.8	7. 4
群	脂質		1. 9	3. 5	2. 5	2.6
レベ	血糖・血圧		1. 1	2. 6	2.8	2.7
ル	血糖・脂質		0.4	1.0	0.9	1.0
	血圧・脂質		3. 7	7. 4	8.3	8.4
	血糖・血圧・	脂質	2.0	4.0	5. 2	5. 2

出典: 国保データベース(KDB)システム平成28年度累計

全ての項目において、同規模、県、国と比較して概ね低い結果になっているが、 性別では男性のメタボリックシンドローム該当予備群率が高く、男性の受診率向 上が優先課題となる。

表 2-4 生活習慣の状況 (質問票より): 平成28年度特定健康診査受診者 (%)

	質問票の項目		医師国保	同規模 平均	県	国
喫煙	習慣的にたばこを吸っている		7. 3	25. 1	15. 2	14. 2
運動	1回 し	30分以上の運動習慣な	72.4	74. 2	54. 9	58.7
習慣	1日	1 時間以上運動なし	55.0	58. 1	45.9	46.9
	食	食べる速度が速い	31.9	30.8	25. 0	25. 9
	ベ	食べる速度が普通	62. 9	62. 0	67. 9	65.8
	方	食べる速度が遅い	5. 2	7. 2	7. 1	8.3
食事	食	週3回以上就寝前に夕食 を摂る	20.8	25. 5	16. 9	15.4
	習慣	週3回以上夕食後に間食 を摂る	15.6	14.5	9. 2	11.8
		週3回以上朝食を抜く	13. 1	14. 4	9. 0	8. 5
		お酒を毎日飲む	21. 2	36. 9	25. 9	25. 6
	習慣	お酒を時々飲む	33. 5	24. 2	22.8	22.0
		お酒をほとんど飲まない	45. 3	38. 9	51. 4	52. 4
飲酒	1	1 合未満	64. 7	48. 4	67. 5	64. 1
"	旦	1~2合	25. 6	31. 1	21. 9	23.8
	0)	2~3合	7. 9	15. 2	8. 4	9. 3
	量	3 合以上	1.8	5. 3	2. 2	2. 7
休養	睡眠	不足	33. 4	34. 4	25. 6	25. 0

出典:国保データベース(KDB)システム平成28年度累計

県、国に比べ、習慣的にたばこやお酒を飲んでいる割合は少ない。しかし、食 習慣や休養の割合は悪くなっている。食習慣の乱れやしっかりとした休養が取れ ないと生活習慣病にもつながるため、改善を呼びかける必要がある。

(2) 医療費データの分析

表 2-5 平成 28 年度累計医療費分析(健診有無別)

	総計							
医科入院		健診受	受診者		健診未受診者			
	医師国保	同規模	県	围	医師国保	同規模	県	国
1件当たり点数	54, 182	52, 679	53, 869	53, 066	57, 638	57, 794	58, 773	57, 008
1人当たり点数	55, 186	54, 333	55, 745	54, 770	59, 828	60, 298	61, 718	59, 635
1日当たり点数	8, 142	6, 166	6, 202	5, 807	5, 265	5, 219	4, 154	3, 828

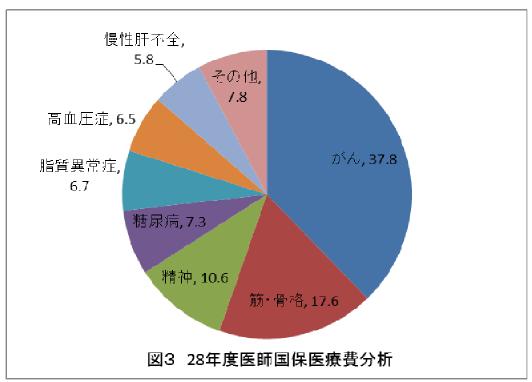
	総計							
医科外来		健診受	を診者		健診未受診者			
	医師国保	同規模	県	玉	医師国保	同規模	県	国
1件当たり点数	1, 86	1, 748	1, 739	1, 737	2, 419	2, 204	2, 565	2, 477
1人当たり点数	2, 456	2, 608	2, 593	2,608	3, 206	2, 999	3, 606	3, 546
1日当たり点数	1, 32	1, 15	1, 146	1, 15	1,694	1, 491	1, 592	1,542

医科入院		総計							
+	健診受診者					健診未	受診者		
医科外来	医師国保	同規模	県	国	医師国保	同規模	県	国	
1件当たり点数	2, 336	2, 44	2, 323	2, 397	3, 369	3, 272	3, 899	3, 929	
1人当たり点数	3, 108	3, 383	3, 493	3, 633	4, 511	4, 508	5, 549	5, 696	
1日当たり点数	1,604	1, 604	4, 454	1, 489	2, 116	1, 968	2, 043	2,005	

出典:国保データベース(KDB)システム

平成28年度医療費分析(健診有無別)

表 2-5 は平成 28 年度の医療費を特定健診受診者と未受診者とで分け、それぞれ集計した表である。集計したデータを見てみると、医科入院については受診者の方が医療費が高くなっている部分もあるが、医科外来、医科入院+外来については受診者の方が医療費は低い傾向にある。このことから、特定健診を受ける事により、病気の早期発見につながり、医療費の削減に影響があると考えられる。



出典: 国保データベースシステム(KDB)28年度

図3は当組合の28年度における医療費データである。癌が37.8%と割合が高いが、糖尿病、脂質異常、高血圧症、慢性肝不全など、人工透析につながる傷病の医療費は26%と癌に続いて高い。一度、人工透析になってしまうと高額の医療費がかかるため、未然にこれを防ぐことが医療費削減に繋がると考える。

表 2-6 人工透析レセプト分析

年齢	人工透析	糖尿病	高血圧
十- 图中	人数	人数	人数
30 歳代	0	0	0
40 歳代	1	0	1
50 歳代	4	1	1
60~64 歳	1	1	1
65~69 歳	3	2	2
70~74 歳	3	1	2
合計	12	5	7

出典:様式3-7 人工透析のレセプト分析

人工透析を実施している方は、糖尿病と高血圧の重なりがあるため両方の疾患に 対して予防することが必要である。

3. 目的・目標の設定

①中長期的な目標の設定

これまでの健診・医療情報を分析した結果、医療費が高額となる疾患、6か月以上の入院における疾患、長期化することで高額になる疾患で多い疾患である虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病性腎症を減らしていくことを目標とする。

②短期的な目標の設定

50歳代男性、40歳代女性の特定健診受診率を5%向上させる。

4. 保健事業の実施内容

目標を達成するため、①特定健診・特定保健指導実施率の向上に努めるとともに、

②生活習慣の改善を促すために対象者に対してリーフレット等の配布を実施する。

事業名	目標	対象者	計画	実施 (D)	評価(C)	改善
			(P)			(A)
		#+	□ → +		□ → + 100/	
①特定健診事	未受診者	特定健診対	受診率	① 窓口負担0円で、特定健	受診率 40%	
業	を減らす	象者	の向上	診を受診する事ができる	以上を目指	
				受診券の配布	す	
				② 7月と 11 月に医師会誌		
				への掲載と受診勧奨ハガ		
				キの送付		
				③ 3年間未受診者に対して		
				の受診勧奨の実施		
②事業者健診	未受診者	特定健診対	受診率	事業主から労働安全衛生法に	受診率 40%	
データ提供協	を減らす	象者がいる	の向上	基づく事業者健診のデータを	以上を目指	
カ		事業所		提供していただき、特定健診	す	
				の基本健診と同額のデータ提		
				供協力費を支給		
③各種健診補	未受診者	特定健診対	受診率	特定健診の基本項目を含む健	受診率 40%	
助金支給制度	を減らす	象者	の向上	診を受ける事で、上限三万円	以上を目指	
				まで補助金を支給	す	
④ 特 定 保 健 指	未利用者	特定保健指	利用率	保険指導対象者に利用券と一	利用率 5%	
導事業	を減らす	導対象者	の向上	緒にリーフレットなどを送付	以上を目指	
					す	

①特定健診事業

6月に事業所宛に対象者全員分の受診券を配布する。受診期限は12月31日まで。

②事業者健診データ提供協力

6月に事業者宛に対象者全員分の健康診査項目・問診票を配布する。 受診期限は年度末(3月31日)まで。

③各種健診補助金支給申請書

書類はホームページでのダウンロードか問合せ。受診期限は年度末(3月31日)まで。

5. 保健事業実施計画(データヘルス計画)の評価方法の設定

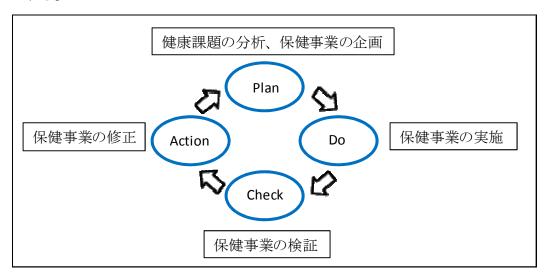
評価については、国保データベース(KDB)システムの情報を活用し、毎年行うこととする。また、データについては、経年変化、同規模保険者、県、国との比較を行い、評価する。

6. 保健事業実施計画(データヘルス計画)の見直し

計画の見直しは、最終年度となる平成29年度に、計画に掲げた目的・目標の達成状況の評価を行う。

国保データベース(KDB)システムに毎月健診・医療のデータが収載されるので、 受診率・受療率、医療の動向等は定期的に行う。

また、特定健診の国への実績報告後のデータを用いて、経年比較を行うとともに、個々の健診結果の改善度を評価する。また、毎年の進行状況や評価結果に応じて計画を見直す必要があるため、PDCAサイクルのプロセスで進行状況を把握し、事業の修正を行うこととする。



7. 計画の公表・周知

本計画は、ホームページに概要を掲載して公表する。

8. 個人情報の保護

個人情報の取り扱いは、埼玉県医師国民健康保険組合個人情報保護管理規程による。

9. その他計画策定に当たっての留意事項

データ分析に基づく保険者の特性を踏まえた計画を策定するため、国保連合会が行う データヘルスに関する研修に事業運営にかかわる担当者が積極的に参加するものとす る。